

犯罪被害者給付金不支給裁定取消し判決について控訴断念を求める会長声 明

1 福岡地方裁判所は、平成22年7月8日、小倉監禁事件の犯罪被害者遺族である被害女性が犯罪被害者給付金不支給の裁定の取り消しを求めた裁判において、同裁定の違法性を認め、これを取り消す判決を言い渡した。

2 小倉監禁事件は、平成14年に被害女性が監禁状態を脱して、その被害などを申告することによって発覚した事件であり、現在も刑事事件は最高裁判所に継続中である。

平成17年、福岡地方裁判所小倉支部において刑事事件の一審判決がだされ、その後、被害女性は代理人を通じて犯罪被害者給付金の申請を行ったが、福岡県公安委員会、国家公安委員会はいずれも被害女性の父親の死から7年が経過していることを理由として給付金は不支給であると判断していた。

3 福岡地方裁判所の今回の判決は、被害女性において、処分行政庁に対する裁定の申請を事実上可能な状況のもとに、その期待しうる程度に犯罪行為による死亡の発生を知ったのは、被告人らに対する刑事事件の第1審判決書が作成された平成17年10月5日の時点と認められるとした。よって、被害女性はこの時点から2年以内である平成18年2月21日ころに給付金の申請をしているので、申請権は時効により消滅したということはないとした。

また、死亡から7年という除斥期間についても、判決は、除斥期間の経過前の時点において、当該権利の行使が客観的に不可能であるといえるか、又はこれと同視すべき申請権を行使しなかったことが真にやむを得ないといえる特別な事情がある場合には、当該特別な事情がやむまでの間、

及び民法の時効の停止に関する規定に照らし、同事情がやんだ後から6ヶ月の間は除斥期間の経過による効果は生じないものと解するのが相当とした。本件においては、被害女性は、平成17年10月5日の刑事事件の判決書が作成されたときから6ヶ月以内に申請をしていることから、申請権は除斥期間により消滅したということとはできないと判断されたのである。

4 当会は、平成12年3月に犯罪被害者支援センターを設置して犯罪被害者のための電話相談、面接相談に応じると共に、同年11月には犯罪被害者支援基金を創設して、刑事贖罪寄付を受け入れ、そこから犯罪被害者支援に関する支援活動を行う団体に対する援助や犯罪被害者の被害回復に関する訴訟等への費用の援助を行っており、本件の被害女性の平成18年2月以降の申請及び本件提訴に関しても、同基金より援助金を交付して支援を行ってきた。当会は、本件の被害女性の救済に向けた支援を通じて、犯罪被害者に対する途切れのない支援の必要性や、制度の重要性が周知されることを目的として支援してきたものであるところ、本件において、福岡地方裁判所が犯罪被害者の救済を重視した適切な判断をしたことは、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すという犯罪被害者等基本法の実現にのっとりものである。高く評価するものである。

5 そこで、当会は、福岡県公安委員会に対し、控訴することなく本判決を確定させることを要請するとともに、判決確定の後、被害者への給付金の支給に向けた手続を進め、犯罪被害者の救済が速やかに実現されることを強く求める。

2010年（平成22年）7月14日

福岡県弁護士会

会長 市丸 信 敏

